News Letter

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

10

2018

10月1日は「都民の日」、10月第2月曜日は「体育の日」。1964年10月10日の東京オリンピックを受けて「体育の日」が制定されたのは1966年。9月下旬からは、東京2020に向けて「大会ボランティア」「都市ボランティア」募集スタート！我が家も子供たちが急ぎ応募をしていました。そんな2020年夏に向けての気持ちも弾むなか、9月末から10月にかけて、日本列島を吹き荒れる台風。「伊勢湾台風以来」と言われても・・・都内で山手線が全線運休など生まれて初めての事態・・・我が家でも玄関に土のうを積んで、会社の出社時間を遅らせて、万が一にも備えて不安な一夜を過ごしました。列島各地からの被害情報に本当に胸が痛みます。心よりお見舞い申し上げます。

JSKｸﾞﾙｰﾌﾟ(税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004　東京都新宿区四谷3-11　山一ビル5階
TEL：03-3225-6400　　FAX：03-3225-6405
MAIL：info@tfsnavi.com

3年間固定資産税がゼロに？

生産性向上特別措置法による中小企業者の固定資産税の減免

一定の要件を満たす中小企業者の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税が最大で3年間ゼロとなります。

中小企業者の固定資産税の減免

生産性向上特別措置法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者の設備投資に対する地方税法の大胆な特例措置が講じられました。

具体的には、予め「導入促進基本計画」の策定及び国からの同意を受けた市区町村に所在する中小企業者が、当該市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した一定の設備に係る固定資産税の課税標準について、一定の減免を受けられるものです。この場合の“一定の減免”とは、当該市区町村が条例で定めた割合（ゼロ～1/2）を課税標準に乗じた額をもとに税額を算出することをいい、最大で3年間の固定資産税がゼロとなります。

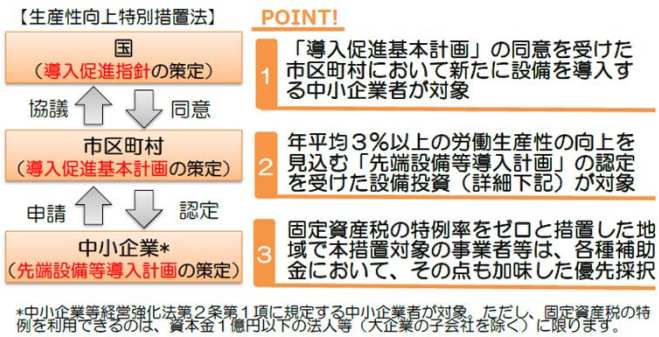

中小企業庁「中小企業の設備投資を支援します」より

減免の要件

適用を受けることのできる対象者や対象設備等の要件は、表1の通りです。ここでの要件を満たすポイントは、次のとおりです。

① 「先端設備等導入計画」の認定を受けていること
② ①の計画に基づく、設備投資であること
③ ②は、新品の資産であること

先端設備等導入計画

「先端設備等導入計画」とは、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図ることを目的とした計画書になります。

これは、生産性向上特別措置法に基づく措置で、この「先端設備等導入計画」の認定を受けると、税制面や金融面での支援を受けることができます。

支援措置には、先述の固定資産税の減免のほかにもあり、認定を受けた事業者については、一部の補助金の優先採択を受けることもできます。

「先端設備等導入計画」の主な要件や、認定の流れは、次のページでご確認ください。

【表1】減免の要件

対象者※１	資本金額１億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備※１	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※２）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること／中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、３年間ゼロ～１／２（※３）に軽減

※１市町村によって異なる場合あり ※２家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※３市町村の条例で定める割合

中小企業庁「【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画について」より作成

○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	３年間、４年間又は５年間
労働生産性	計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均３%以上向上すること　*直近の事業年度末 ○算定式 （営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働投入量 （労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

○先端設備等導入計画の認定フロー

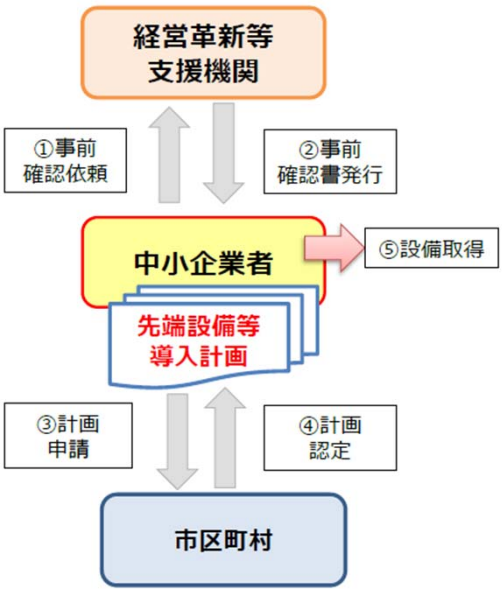

（中小企業庁「【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画について」より作成）

設備の取得時期の留意点

対象設備等の取得は、「先端設備等導入計画」の認定後に行わなければなりません。原則は、申請時に工業会の証明書の提出が必要となりますが、償却資産税の賦課期日までに追加で提出することも可能です。

○設備取得と計画認定のフロー

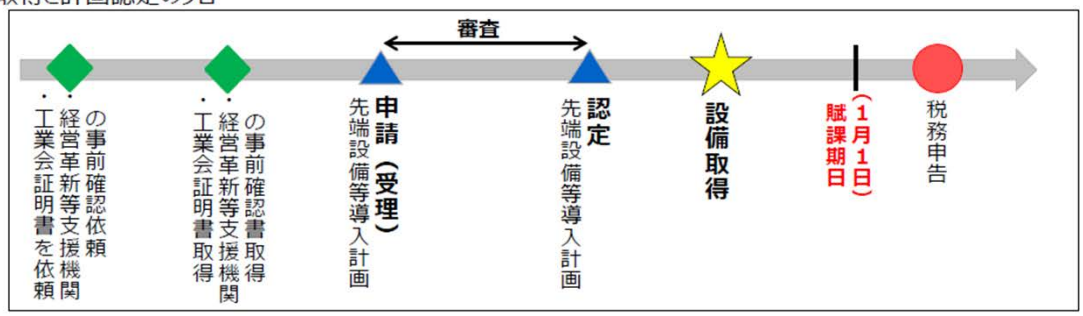

【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合

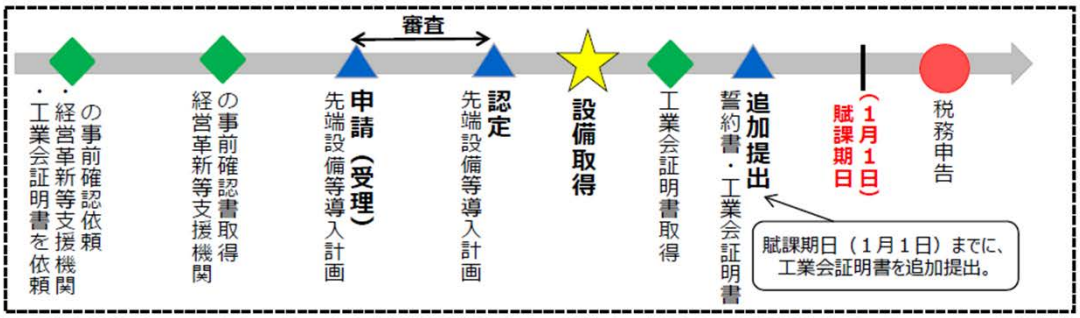

【注】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の手続きで使用する証明書と共通のものです。生産性向上特別措置法の施行後に新しい様式で発行されていますのでご留意ください。

（中小企業庁「【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画について」より作成）

まずは所在地の市区町村の状況を確認し、この措置の適用を受けられるようであれば上手く活用できるかどうか検討されるとよいでしょう。

育児休業給付の受給中に退職する従業員の育児休業給付の取扱い

ここ数年で育児休業を取得する従業員は増えています。この育児休業を取得したときには、休業期間中の給与を支給しない事業者が大多数であることから、通常、雇用保険から支給される育児休業給付の申請を行います。
ここでは、この育児休業給付の概要を確認するとともに、育児休業から職場復帰できずに退職するケースにおける育児休業給付の取扱いについて、確認します。

育児休業給付とは

育児休業給付は、従業員が育児休業を取得しやすく、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することにより、育児をする従業員の職業生活の円滑な継続を目的として創られました。

そのため、従業員（雇用保険の被保険者）が1歳（一定の場合には最長2歳）に満たない子どもを養育するために育児休業を取得し、育児休業期間中の給与が育児休業前の給与と比べて80%未満になったとき等、一定の要件を満たしたときに支給されます。

当然ながら、女性従業員だけでなく男性従業員が育児休業を取得したときでも、要件を満たしていれば支給されます。

育児休業給付の申請と給付額

育児休業給付は、育児休業開始日から起算して1ヶ月ごとに区切った期間（支給単位期間）ごとに支給要件が確認され、原則として2ヶ月ごとに支給申請を行います。

支給額には細かな基準があります。例えば、育児休業開始から180日間は育児休業前の賃金の約67%、181日目からは約50%です。

育児休業中の退職と給付

育児休業給付は、職場復帰を前提としているため、育児休業を取得するときに退職が確定している（予定されている）場合は、支給の対象となりません。

また、育児休業を取得するときには復帰予定であったものの、育児休業の途中で退職することが確定したときには、原則として、退職日の属する支給単位期間は支給されず、その直前の支給単位期間までで支給が終了となります。ただし、退職日が支給単位期間の末日の場合は、退職日を含む期間も支給されます。

なお、退職が確定しているにも関わらず、育児休業給付を受給したときには、不正受給として処分を受けることがあるため、申請時には状況の確認を行うことが求められます。

子どもが生まれる前は、育児休業を取得し職場復帰を考えている場合でも、実際に子どもが生まれると、環境が変わったことで職場復帰に不安を抱き、退職につながるケースもあります。事業者としては、育児休業中の従業員に対する職場復帰に向けたフォローを行うとともに、退職に至ったときには育児休業給付を含めた適切な処理を行うことが求められます。

今年の中小企業の賃金改定状況は？

ここ数年、賃金の引上げを実施する企業が多くなっています。ここでは今年7月に厚生労働省が発表した資料※から、業種別に中小企業の賃金改定状況をみていきます。

賃金引上げ事業所の割合が低下

上記資料から業種別の賃金改定状況をまとめると、表1のとおりです。

産業計の平成30年1～6月に賃金引上げを実施した事業所（以下、引上げ事業所）割合は44.8%で、29年より3.1ポイント減少しました。賃金引下げを実施した事業所（以下、引下げ事業所）割合は0.5%で、29年より0.2ポイント減少しました。賃金改定を実施しない事業所割合は37.7%で、29年より1.5ポイント増加しました。

引上げ事業所の改定率は2.7%に

次に、業種別に平均賃金改定率をまとめると、表2のとおりです。産業計の30年の改定率は引上げ事業所が2.7%、引下げ事業所の改定率は-5.5%となりました。業種別の引上げ事業所の改定率では、宿泊業,飲食サービス業の2.8%が最も高くなりました。引下げ事業所の改定率では、製造業の-7.5%が最も下げ幅が大きくなっています。

【表2】平均賃金改定率（%）

	年	引上げ事業所	引下げ事業所
産業計	29年	2.6	-6.6
	30年	2.7	-5.5
製造業	29年	2.6	-7.0
	30年	2.7	-7.5
卸売業,小売業	29年	2.4	-2.8
	30年	2.6	-5.3
宿泊業,飲食サービス業	29年	3.2	-1.0
	30年	2.8	0.0
医療,福祉	29年	2.4	-16.0
	30年	2.5	-2.6
その他のサービス業	29年	2.8	-6.4
	30年	2.7	-4.1

厚生労働省「平成30年賃金改定状況調査」より作成

今年は7月以降に賃金改定を行う事業所や、賃金改定を実施しない事業所の割合が高くなっており、引上げ事業所の割合が低下しました。

【表1】業種別の賃金改定状況（%）

	産業計		製造業		卸売業,小売業		宿泊業，飲食サービス業		医療，福祉		その他のサービス業	
	29年	30年	29年	30年	29年	30年	29年	30年	29年	30年	29年	30年
1～6月に賃金引上げを実施した事業所	47.9	44.8	43.5	41.5	53.5	50.2	35.8	28.2	67.4	60.3	49.4	47.4
1～6月に賃金引下げを実施した事業所	0.7	0.5	0.7	0.4	0.4	0.4	0.3	0.0	0.6	0.3	1.6	1.3
賃金改定を実施しない事業所	36.2	37.7	41.1	42.5	29.0	29.6	45.7	49.8	18.8	24.8	35.8	35.5
7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	15.2	17.0	14.7	15.7	17.1	19.8	18.2	21.9	13.2	14.6	13.2	15.8

厚生労働省「平成30年賃金改定状況調査」より作成

※厚生労働省「平成30年賃金改定状況調査」
30年6月1日現在の常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所で、1年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した約4,000事業所を対象にした調査です。賃金改定率は、30年1月から6月までの事実についての調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000331611.pdf

ICTを利用した申告書の提出状況

税や社会保険、労働保険などの手続等を電子化する取組が進んでいます。ここではその一例として、今年5月に国税庁が発表した資料※から、ICTを利用した所得税や贈与税の申告書の提出状況をみていきます。

所得税の状況

上記資料から直近5年分のICTを利用した所得税（復興特別所得税を含む、以下同じ）の確定申告書の提出人員の推移をまとめると、右表のとおりです。平成29年分の提出人員は1434.2万人で、28年分より7.4%の増加です。申告方法別では、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで申告書を作成、書面で提出する人員が465.0万人で、最も多くなっています。

ICTを利用した所得税の確定申告書の提出人員の推移（千人）

	25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
署パソコン・書面	410	447	442	443	407
署パソコン・e-Tax	4,584	4,511	4,430	4,277	4,191
地方団体会場・e-Tax	-	-	-	145	455
HP作成コーナー・書面	2,891	3,232	3,744	4,126	4,650
HP作成コーナー・e-Tax	634	621	516	557	615
各種ソフト・e-Tax	3,120	3,281	3,474	3,810	4,023
計	**11,638**	**12,093**	**12,606**	**13,358**	**14,342**
確定申告書提出人員全体	21,434	21,391	21,515	21,690	21,977
ICTを利用した提出人員割合	54.3	56.5	58.6	61.6	65.3

国税庁「平成29年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」より作成

贈与税の状況

所得税等と同様に、ICTを利用した贈与税の申告書提出人員の推移をまとめると、右表のとおりです。29年分のICTを利用した提出人員は37.7万人となり、28年分より1.1%の増加です。申告方法別では、各種申告ソフトからe-Taxを利用して申告書を提出する人員が17.6万人で、最も多くなっています。

ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員の推移（千人）

	25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
署パソコン・書面	7	8	8	7	7
署パソコン・e-Tax	69	68	70	60	56
HP作成コーナー・書面	92	101	128	118	125
HP作成コーナー・e-Tax	9	10	9	13	13
各種ソフト・e-Tax	90	108	128	168	176
計	**267**	**295**	**343**	**366**	**377**
申告書提出人員全体	491	519	539	509	507
ICTを利用した提出人員割合	54.4	56.8	63.6	71.9	74.4

国税庁「平成29年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」より作成

なお、申告書提出人員全体に占めるICTを利用した提出人員の割合は、所得税が29年分で65.3%、贈与税が74.4%と年々高くなっています。

ここでは税の電子申告に関するデータをご紹介しましたが、社会保険や労働保険の電子申請を推進する取組も進んでいます。これから利用を検討される方は、国税庁や厚生労働省のサイトなどで、手続の方法等を確認してみてはいかがでしょうか。

※国税庁「平成29年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」
表で紹介した数字は、四捨五入の関係で合計数が合わない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.nta.go.jp/information/release/pdf/20180518.pdf

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2018年10月

お仕事備忘録

1．年末にかけての資金繰り計画
2．労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）
3．労働者死傷病（軽度）報告提出
4．定時決定の反映と新しい保険料率による控除
5．随時改定にも報酬の年間平均額を用いた算定方式が利用可能に
6．各都道府県で地域別最低賃金額が変わります
7．年次有給休暇の付与

1．年末にかけての資金繰り計画

年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか？下期の資金計画をたてましょう。

資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払などの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

2．労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

3．労働者死傷病（軽度）報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4･7･10･1月）末までに届ける必要があります。

今月は7月から9月分の報告となります。また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

4．定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

5．随時改定にも報酬の年間平均額を用いた算定方式が利用可能に

今月より、従来定時決定のみで利用できた報酬の年間平均額を用いた算定方式が、随時改定でも利用できるようになります。主に、定期昇給月以後の3ヶ月間が繁忙期にあたる場合が該当することが想定され、その繁忙期が業務の性質上例年発生する場合に対象となります。従業員本人が制度を利用することに同意し、要件に該当すれば、昇降給月以後3ヶ月間の平均ではなく、年間平均額を用いて標準報酬月額が決定されます。

6．各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

7．年次有給休暇の付与

4月入社の新入社員の年次有給休暇は通常10月より付与されますので、忘れずに新入社員の年次有給休暇管理を開始しましょう。

2018.10

10月は、年の終盤です。やり残しがないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。

日	曜日	六曜	項　　目
1	月	大安	●全国労働衛生週間（～7日（日）まで） ●大学生への採用内定の通知開始 ●高年齢者雇用支援月間 ●年次有給休暇取得促進期間（～31日（水）まで）
2	火	赤口	
3	水	先勝	
4	木	友引	
5	金	先負	
6	土	仏滅	
7	日	大安	
8	月	赤口	寒露 体育の日
9	火	先負	
10	水	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（9月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	大安	
12	金	赤口	
13	土	先勝	
14	日	友引	
15	月	先負	
16	火	仏滅	
17	水	大安	
18	木	赤口	
19	金	先勝	
20	土	友引	
21	日	先負	
22	月	仏滅	
23	火	大安	霜降
24	水	赤口	
25	木	先勝	
26	金	友引	
27	土	先負	
28	日	仏滅	
29	月	大安	
30	火	赤口	
31	水	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分） ●労働保険料の納付（第2期分）※口座振替を利用しない場合 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第2期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病（軽度）報告提出（休業日数1～3日の労災事故[7月～9月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで